

平成30年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年1月29日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	1月29日 午前10時00分		
	閉 会	1月29日 午後1時45分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	5	與 那 勝 治	6	吉 田 清 尊
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

平成30年第 1 回今帰仁村議会臨時会

議事日程第 1 号

平成30年 1 月29日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 1 号	今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第 2 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決
5	議案第 3 号	平成29年度今帰仁村一般会計第 8 回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
6	議案第 4 号	平成29年度今帰仁村水道事業会計第 3 号補正予算について	説明・質疑 討論・採決

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成30年第1回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 與那勝治議員及び6番 吉田清尊議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第1号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 おはようございます。それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第1号

今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年1月19日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

沖縄県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえた改正及び再任用職員の給与について改正の必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改める。

改正後(案)	現 行
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間（今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、日直手当_____、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、<u>特別勤務手当及び退職手当を含まないものとする。</u></p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p><u>10 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>第6条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、今帰仁村職員の再任用に関する規則（平成28年規則第28号）により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間（今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、日直手当、<u>へき地手当</u>、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当_____及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p><u>第11条の4 削除</u></p>

(特殊勤務手当)

第11条の4 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にはその勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額は別表第3のとおりとする。

(特別勤務手当)

第11条の5 特別勤務手当は、勤務の時間、内容、環境等の勤務条件が通常の勤務と異なる業務に従事し、その勤務について特別の考慮を必要とするとき(時間外勤務手当、休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)に支給する。

2 前項に規定する業務の種類は、村長が定める。

3 特別勤務手当の支給される職員の範囲、支給額は別表第3のとおりとする。

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第19条 (略)

(特殊勤務手当)

第11条の5 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にはその勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額は別表第3のとおりとする。

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し又は死亡した職員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は規則で定める。

5 （略）
（勤勉手当）

第19条の4 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用

2 期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し又は死亡した職員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表（略）

3 前項の 規定する在職期間の算定に関し必要な事項は規則で定める。

4 （略）
（勤勉手当）

第19条の4 （略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて
得た額の総額

3 (略)

4 第19条第5項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同項中「第2項」とあるのは、「第19条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

【別記1 参照】

別表第2 (第5条関係)

教育職給料表

【別記2 参照】

別表第3 (第11条の4、第11条の5関係)

1 変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事した場合、1回につき1,500円

2 法定伝染病患者隔離業務に従事した場合、1回につき1,500円

3 火葬業務に従事した場合、1件につき1,500円

4 暴風雨警報が発令された際に、特に勤務を命ぜられた場合

8：30～17：15まで、1時間につき1,000円

17：15～翌日8：30まで、1時間につき1,500円

5 勤務条件が通常と異なる特別の考慮を必要とする業務に従事した場合

8：30～17：15まで、1時間につき1,000円

17：15～翌日8：30まで、1時間につき1,500円

3 (略)

4 第19条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同項中「第2項」とあるのは、「第19条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 (略)

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

【別記1 参照】

別表第2 (第5条関係)

教育職給料表

【別記2 参照】

別表第3 (第11条の5関係)

1 変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事した場合、1回につき1,500円

2 法定伝染病患者隔離業務に従事した場合、1回につき1,500円

3 火葬業務に従事した場合、1件につき1,500円

4 暴風雨警報が発令された際に、特に勤務を命ぜられた場合

8：30～17：15まで、1時間につき1,000円

17：15～翌日8：30まで、1時間につき1,500円

備考

1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下

線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

第2条 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改める。

改 正 後 (案)	現 行												
<p>（育児短時間勤務をしようとしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第19条 第4項</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">規則</td> <td style="width: 60%;">育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第19条 第5項</td> <td style="text-align: center;">給料の月額</td> <td>給料の月額を算出率で除して得た額</td> </tr> </table>	第19条 第4項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則	第19条 第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	<p>（育児短時間勤務をしようとしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第19条 第3項</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">規則</td> <td style="width: 60%;">育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第19条 第4項</td> <td style="text-align: center;">給料の月額</td> <td>給料の月額を算出率で除して得た額</td> </tr> </table>	第19条 第3項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則	第19条 第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条 第4項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則											
第19条 第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額											
第19条 第3項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則											
第19条 第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額											
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p>													

第3条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改める。

改 正 後 (案)	現 行
<p>（勤勉手当）</p> <p>第19条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じ</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第19条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じ</p>

て得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在。）において受ける扶養手当の月額を加算した額に、100分の90

_____を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

附 則

て得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在。）において受ける扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

附 則

5 行政職給料表6級の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれの当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.2を乗じて得た額

- (2) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額の合計額に、同条各項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

- (3) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額に、同条各項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の今帰仁村職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の今帰仁村職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払とみなす。

【別記1】改正後

平成29年4月1日適用

行政職給料表

別表第1（第5条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200

13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800

48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100

83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600				
115		300,900				
116		301,300				
117		301,500				

118		301,700				
119		302,000				
120		302,300				
121		302,700				
122		302,900				
123		303,200				
124		303,500				
125		303,800				
再任用	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

【別記1】現行

行政職給料表

別表第1（第5条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400

19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600

54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	

89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800		
95		294,400	342,300		
96		294,800	342,700		
97		295,000	342,800		
98		295,300	343,300		
99		295,700	343,700		
100		296,100	344,000		
101		296,300	344,300		
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			
121		302,300			
122		302,500			
123		302,800			

124		303,100			
125		303,400			

【別記2】改正後

平成29年4月1日適用

教育職給料表

別表第2（第5条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000
2	143,700	194,500	230,500	263,900
3	144,900	196,300	232,000	265,700
4	146,000	198,100	233,600	267,800
5	147,100	199,700	235,100	269,600
6	148,200	201,500	236,800	271,500
7	149,300	203,300	238,300	273,400
8	150,400	205,100	239,900	275,500
9	151,500	206,800	241,200	277,600
10	152,900	208,600	242,700	279,600
11	154,200	210,400	244,300	281,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700
13	156,800	213,600	247,200	285,700
14	158,300	215,400	248,700	287,800
15	159,800	217,100	250,000	289,800
16	161,400	218,900	251,400	291,800
17	162,700	220,600	252,900	293,700
18	164,200	222,300	254,600	295,700
19	165,700	223,900	256,300	297,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800
21	168,600	227,000	259,700	301,800
22	171,300	228,700	261,500	303,900
23	173,900	230,300	263,200	305,900
24	176,500	231,900	264,900	308,000
25	179,200	233,100	266,900	309,700

26	180,900	234,600	268,800	311,800
27	182,600	236,000	270,600	313,800
28	184,300	237,300	272,400	315,800
29	185,800	238,600	274,100	317,600
30	187,600	239,800	276,000	319,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700
32	191,100	242,000	279,600	323,800
33	192,700	243,300	281,200	325,100
34	194,200	244,500	283,100	327,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000
36	197,200	247,000	286,800	331,100
37	198,500	247,900	288,400	333,000
38	199,800	249,300	290,100	334,900
39	201,100	250,700	291,900	336,900
40	202,400	252,200	293,700	338,800
41	203,700	253,600	295,300	340,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400
44	207,600	257,700	300,100	346,300
45	208,800	258,900	301,700	347,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200
47	211,400	261,600	305,000	350,700
48	212,700	262,900	306,700	352,200
49	213,800	264,100	307,700	353,800
50	214,900	265,200	309,200	354,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800
52	217,000	267,800	312,300	356,800
53	218,100	268,800	313,900	357,700
54	219,100	269,900	315,500	358,800
55	220,000	271,200	317,100	359,700
56	221,000	272,500	318,600	360,800
57	221,500	273,500	320,100	361,700
58	222,400	274,500	321,300	362,400
59	223,200	275,400	322,500	363,100
60	224,100	276,500	323,700	363,800

61	224,800	277,600	324,400	364,200
62	225,800	278,600	325,300	364,800
63	226,600	279,500	326,100	365,500
64	227,500	280,500	326,900	366,200
65	228,200	281,100	327,800	366,500
66	229,000	282,000	328,200	367,200
67	229,900	282,700	328,900	367,900
68	231,000	283,600	329,700	368,600
69	231,700	284,600	330,500	368,900
70	232,400	285,400	331,200	369,500
71	233,000	286,200	331,900	370,200
72	233,800	287,000	332,600	370,800
73	234,600	287,800	333,100	371,100
74	235,300	288,300	333,700	371,700
75	236,000	288,700	334,200	372,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000
77	237,300	289,300	335,100	373,400
78	238,100	289,700	335,600	373,900
79	238,900	289,900	336,000	374,500
80	239,600	290,300	336,500	375,000
81	240,200	290,500	336,900	375,500
82	240,900	290,700	337,400	376,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600
84	242,300	291,400	338,400	376,900
85	242,900	291,700	338,700	377,300
86	243,600	292,000	339,100	377,800
87	244,300	292,300	339,600	378,200
88	245,000	292,700	340,000	378,600
89	245,600	293,000	340,300	379,000
90	246,100	293,400	340,700	379,500
91	246,400	293,700	341,200	379,900
92	246,800	294,100	341,600	380,300
93	247,100	294,200	341,800	380,600
94		294,400	342,200	
95		294,800	342,700	

96		295,200	343,100	
97		295,400	343,200	
98		295,700	343,700	
99		296,100	344,100	
100		296,500	344,400	
101		296,700	344,700	
102		297,000	345,100	
103		297,400	345,500	
104		297,700	345,900	
105		297,900	346,400	
106		298,200	346,800	
107		298,600	347,200	
108		298,900	347,600	
109		299,100	348,100	
110		299,500	348,500	
111		299,900	348,800	
112		300,200	349,100	
113		300,300	349,600	
114		300,600		
115		300,900		
116		301,300		
117		301,500		
118		301,700		
119		302,000		
120		302,300		
121		302,700		
122		302,900		
123		303,200		
124		303,500		
125		303,800		
再任用	187,300	214,800	254,800	274,200

【別記2】現 行

教育職給料表

別表第2（第5条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100
2	142,700	193,500	229,500	263,000
3	143,900	195,300	231,000	264,800
4	145,000	197,100	232,600	266,900
5	146,100	198,700	234,100	268,700
6	147,200	200,500	235,800	270,600
7	148,300	202,300	237,300	272,500
8	149,400	204,100	238,900	274,600
9	150,500	205,800	240,300	276,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700
11	153,200	209,400	243,400	280,800
12	154,500	211,200	244,800	282,800
13	155,800	212,600	246,300	284,800
14	157,300	214,400	247,800	286,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900
18	163,200	221,300	253,700	294,900
19	164,700	222,900	255,400	297,000
20	166,200	224,500	257,200	299,000
21	167,600	226,000	258,800	301,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100
23	172,900	229,300	262,300	305,100
24	175,500	230,900	264,000	307,200
25	178,200	232,200	266,000	309,000
26	179,900	233,700	267,900	311,100
27	181,600	235,100	269,700	313,200
28	183,300	236,400	271,500	315,200

29	184,800	237,700	273,200	317,100
30	186,600	238,900	275,100	319,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200
32	190,100	241,100	278,700	323,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700
34	193,200	243,600	282,300	326,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600
36	196,200	246,100	286,000	330,700
37	197,500	247,000	287,600	332,600
38	198,800	248,400	289,300	334,500
39	200,100	249,800	291,100	336,500
40	201,400	251,300	292,900	338,400
41	202,700	252,700	294,600	340,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000
44	206,600	256,800	299,500	345,900
45	207,800	258,000	301,200	347,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800
47	210,400	260,700	304,500	350,300
48	211,700	262,000	306,200	351,800
49	212,800	263,300	307,300	353,400
50	213,900	264,400	308,800	354,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400
52	216,000	267,000	311,900	356,400
53	217,100	268,000	313,500	357,300
54	218,100	269,100	315,100	358,400
55	219,000	270,400	316,700	359,300
56	220,000	271,700	318,200	360,400
57	220,600	272,800	319,700	361,300
58	221,500	273,800	320,900	362,000
59	222,300	274,800	322,100	362,700
60	223,200	275,900	323,300	363,400
61	223,900	277,100	324,000	363,800
62	224,900	278,100	324,900	364,400
63	225,700	279,000	325,700	365,100

64	226,600	280,000	326,500	365,800
65	227,300	280,700	327,400	366,100
66	228,100	281,600	327,800	366,800
67	229,000	282,300	328,500	367,500
68	230,100	283,200	329,300	368,200
69	230,800	284,200	330,100	368,500
70	231,500	285,000	330,800	369,100
71	232,100	285,800	331,500	369,800
72	232,900	286,600	332,200	370,400
73	233,700	287,400	332,700	370,700
74	234,400	287,900	333,300	371,300
75	235,100	288,300	333,800	372,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600
77	236,400	288,900	334,700	373,000
78	237,200	289,300	335,200	373,500
79	238,000	289,500	335,600	374,100
80	238,700	289,900	336,100	374,600
81	239,400	290,100	336,500	375,100
82	240,100	290,300	337,000	375,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200
84	241,500	291,000	338,000	376,500
85	242,100	291,300	338,300	376,900
86	242,800	291,600	338,700	377,400
87	243,500	291,900	339,200	377,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200
89	244,900	292,600	339,900	378,600
90	245,400	293,000	340,300	379,100
91	245,800	293,300	340,800	379,500
92	246,300	293,700	341,200	379,900
93	246,600	293,800	341,400	380,200
94		294,000	341,800	
95		294,400	342,300	
96		294,800	342,700	
97		295,000	342,800	
98		295,300	343,300	

99		295,700	343,700
100		296,100	344,000
101		296,300	344,300
102		296,600	344,700
103		297,000	345,100
104		297,300	345,500
105		297,500	346,000
106		297,800	346,400
107		298,200	346,800
108		298,500	347,200
109		298,700	347,700
110		299,100	348,100
111		299,500	348,400
112		299,800	348,700
113		299,900	349,200
114		300,200	
115		300,500	
116		300,900	
117		301,100	
118		301,300	
119		301,600	
120		301,900	
121		302,300	
122		302,500	
123		302,800	
124		303,100	
125		303,400	

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第1号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由には、沖縄県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえた改正及び再任用職員の給与について改正する必要があるため、この議案を提出します。とありますけれども、今までと変わったのをわかりやすく説明求めます。いっぱい書いていてわかりにくいので、変わったポイントだけでいいですので、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

まず今帰仁村の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、変更点についての質疑でございますけれども、今回の一部改正する条例につきましては、沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告が平成29年10月に出されております。それを踏まえた改正を実施しています。人事院勧告に基づく改正につきましては、現行、任用試験、高卒者初任給を1,000円引き上げ。中級につきましても、同じく初任給において1,000円引き上げております。あと、上級試験で大卒者の初任給についても1,000円引き上げております。具体的には若年層、1級、2級の初任給を1,000円引き上げると同時に、その他の施行についても同程度の改定ということになっております。3級以上のその他の施行につきましては、引き上げは400円程度ということになっております。

もう1つの改正点のポイントにつきましては、再任用の給与の規定について平成28年12月に再任用条例等を制定しておりますけれども、その中で給与の規定を規則で定めておりましたので、それを条例の中で定めたということになっております。

もう1つのポイントとしましては、特別勤務手当について新設をしております。その趣旨としましては、勤務の時間、内容、環境等の勤務条件が通常と異なる部署で従事した職員に対して、特別な手当を支給するという内容になっております。通常職員につきましては、職務分掌におきまして、庁内において8時30分から5時15分まで勤務を命じられておりますけれども、それにかわる通常の勤務場所と異なる場所での別々の、命令以外の勤務に従事する職員に対して特別手当ということでやっております。内容等につきましては、台風時の特殊勤務手当と同程度の手当を支給するという内容でやっております。勤務に当たっては、村長の命令によって行うということになっております。以上が今回の条例の一部を改正する提案のポイントとなっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今聞いたけれども余りわからない点もありますので、2ページの第11条の5の中に「2 前項に規定する業務の種類は、村長が定める」とあって、先ほど課長が言ったとおり5ページには、「5 勤務条件が通常と異なる特別の考慮を必要とする業務に従事した場合、8時30分から17時15分まで、1時間につき1,000円。17時15分から翌日8時30分まで、1時間につき1,500円」とありますけれども、上のほうに「暴風雨警報が発令された際に、特に勤務を命ぜられた場合」とあって、下は「勤務状況が通常と異なる特別の考慮を必要とする業務に従事した場合」とあります。今回聞いてみると常設のガードマンも少なくなって職員がやるということで、これは今帰仁だけの改正なのか。全県下でそういう改正になるのか。今の説明ですね。祭り等々で交通整理のガードマンが少なくなると、これは今帰仁村だけではありません。国頭からも電話があつて、キャンプ地の交通整理員はいないかと、バイトする人がいないかということで問い合わせがあつたのです。踏まえて全県下でそういう形になっているのか、今帰仁だけ祭りのときにそういうことでやるのかどうか。そうするとマジックアワー等の、村民等のものも上げる必要があるのか。マジックアワーの立哨員をやっているのは村民が多いと思っておりますので、村民と職員の差がどれだけ出てくるのか。これは村民からいろいろ疑問視をされる可能性がありますので、常設の

云々のときは一般の村民はしないで交通整理をやっていると思いますけれども、マジックアワーのときは職員だけはできないから村民からもお願いして出していますが、村民もこの金額でやるのか、それとも職員だけなのか。その点、詳しく説明求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず1点目の特別手当につきましては全県なのかということについてでございますけれども、特別手当等につきましては、自治体の実情に応じた形での手当の内容となっておりますので、その件につきましては、今帰仁の内容です。参考にしましたのは、他県等、そういった趣旨の条例等を踏まえて、職員の勤務の条件等を整備しているところがございますので、その辺を参考にしております。他市町村におきましては、そういった緊急時の場合につきましては、特殊勤務手当の条項につきましては、村長が特に定めるといった補足的条項を持っておりまして、本村の場合、補足的条項がなかったものですから、今回緊急に特別手当ということを新設して対応したということでございます。今後の件につきましては、今後の状況も踏まえながらやっていくということでありませぬ。

マジックアワーにつきましては、今予算計上の想定はしておりませぬので、答弁は控えさせていただきます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 この職員と書かれているのは、職員はいろいろな種類があると思うのです。正職員と臨時職員、嘱託、再任用、みんな職員として金額は一緒ですか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

職員につきましては、通常服務規律等を含めて、職員と同等の地方公務としての内容になりますので、同等ということと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 議案第1号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑をします。

1番議員からもあって同じことですが、もうちょっと聞きたいと思ひましてまず、この2ページの第11条の5に村長が定めるといふ項目があります。村長が定めるといふのが、やっぱりすごい曖昧だと思うのです。今回の臨時会に出ているといふことは、何らかの、何かあると思うのです。例えば先ほど言った桜まつりの警備等、それに当てはまるかどうか。

あともう1点、また同じものですが、マジックアワー等の立哨員ですか。字から4名、5名募って、今500円を支給して、弁当代といふことでやっていると思ひます。それにも当てはめて、これがどうなのかと思ひるのが率直な感じにして、まず最初に言った、なぜ今のタイミング、臨時会でこの特別勤務手当といふのを上げたのかどうか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 10番島袋委員の質疑について説明いたします。

質疑につきましてちょっと前後するかもしれませんが、まずなぜ今のタイミングかという点につきまして、前回まで桜まつりの交通誘導員につきましては、業務委託において実施しておりました。それが警備の関係で人員確保等ができないと。では、急遽どう対応するべきかということがありまして、職員で対応するか、ボランティアを募るかということがあったのですけれども、職員等の動員等につきましても、昨年労働基準監督署からも特別な勤務、祭り等に勤務をさせても振替休もとれない状況の中でどう運営していくべきかと指摘も受けている中でありましたので、それにつきましては再度職員にボランティアでの形のお願いというよりは、職務命令的に実施したほうが祭りの運営もスムーズに行くのではないかという判断のもと、今回の特別手当等も含めて提案したところであります。

あとマジックアワーの件につきましては、1番議員にも答弁したとおり、その件につきましては検討しておりません。その辺につきましては、次期必要であればということではありますが、本来大会等、祭り等につきましては実行委員会の運営ですので、その中できっちり予算等を確保して、その辺の対応もすべきものではあるのですが、今回役場の職員で臨時的に対応したということでもあります。臨時的に対応するためには、どうしても条例等、勤務の条件等を整理しなければいけないので、今回臨時議会で提案した次第であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 すみません、説明を補足させていただきます。

答弁の修正になりますが、マジックアワーRUNにつきまして、今のところ検討しておりませんというのは、やるつもりは今のところありませんということでございます。ボランティアの方々に出ていただくことになれば、当然職員もボランティアで対応するということになるかと思っております。

それから桜まつりの件につきましては、重複になりますけれども、今回どうしても警備会社のほうから人を出せないと。公安委員会の指導が厳しくなりました、30時間以上の研修を受けていない者については警備に出せないとということで、警備業法ですか、昨年ごろからかなり厳しくなってしまうと人手が出せないということになってしまいまして、今回桜まつりについてもお願いするつもりだった警備会社2社から辞退の話がありまして、とりあえず桜まつりはやらないといけなくて職員で対応するしかないといったときに、職員は全部ボランティアでやるのかというのは、なかなかそれは難しいのではないかという判断をいたしまして、今回緊急にこの条例を出させていただいて、特別手当で職員に出てもらおうということにしようと思っております。後ほど予算の説明の際にも入っておりますけれども、その分警備会社に支払う予定だった予算については削減して、それを特別勤務手当の分に回そうとしておりまして、金額としては減っているはずであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 今の説明で理解はいたしました。今回、急にそういう事態になって、こういうふうにしたということであるのですが、今1月29日です。祭りが既に始まっています、27日、28日と。今回の条例がもし改正されるとしたら、きょうになるのですけれども、もう既に終わってしまった土日をどういうふう考えているのかということと、あと急にやらないといけなくてこれを出したということですから、第1回目の桜まつりの警備関係はどのように対応したかどうか、答弁を求めます。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時22分)
 - 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時27分)
- 島袋輝也総務課長。

- 島袋輝也 総務課長 10番島袋議員の質疑について説明いたします。

まず本日の提案でありますけれども、祭り自体は27日から始まっているのはどうなるのだという趣旨の説明でございますけれども、それにつきましては給与を含めて不利益不遡及という原則に基づきまして、勤務した実態のある者につきましては、平成29年4月1日から適用される改正になっておりますので、不利益不遡及の原則に基づいて支給等をできると考えております。以上です。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)
 - 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)
- 10番島袋 誠議員。

- 10番 島袋 誠 議員 ある程度理解いたしました。本来、急であれば1回目、2回目みたいな感じで今帰仁村を挙げて祭りをやるのだと、もう一度またこの雰囲気づくりというか、盛り上がりもよかったのではないかと感じております。今回11回目ですが、当初私も祭りに参加をして、役場職員ももちろんやっています。議員、各区長とか、団体のいろんな人がかかわって、すごい今帰仁村として祭りが盛り上がっているなというのを感じておりました。

また、急に警備の関係であったということですが、もう一度またこれをやってみてもよかったのではないかと感じております。

最後にもう一度、わからないことが1つこの特別に村長が認めるというのがやはりちょっと曖昧で、今後どのようなものにこれを当てはめていく考えがあるか。

それと17時15分から翌日8時30分まで1,500円とありますが、金額が同額でもいいのではないかと思います。普通だと夜10時から夜間手当ということでアップするのです。これは勤務外ということで1,500円になっていると思うのですが、それについて答弁を求めます。

- 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。
- 島袋輝也 総務課長 10番島袋議員の質疑について説明いたします。

勤務手当の金額等につきましてはですが、台風時の特殊勤務手当に準じた形での改正をしております。日中につきましては1,000円です。それ以降につきましては、朝まで業務がある場合につきましても1,500円と規定しております。

特別に村長が認めるという内容につきましては、臨時的に急な事業等が発生した場合に、その職員に本来業務の職務分掌等で命令している以外の業務が生じたときに、その分があるかどうかを判断して勤務命令を出すという手順をとっております。特に現在のところ、何々という規定はございません。特に必要が生じた場合に、村長の判断のもとで職員に勤務命令ができるような形での条例の規定でございます。以上です。

- 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 ただいま議案第1号、特別勤務手当について大体理解はしていますが、多少

かぶる部分もあると思いますけれども、再度質疑をさせていただきます。

第11条の5で特別勤務手当というものを定めまして、2号で村長が認める者ということで、今桜まつり等、既に話も出ていますけれども、今回急な、そういう外部委託をする業者のほうが人員不足ということで賄えなかった分、今回急遽職員でということでありました。そのときに、もちろん職員の皆様が今回オープンニングからすごく頑張っているのも見ていましたし、ありがたいなと思うのですけれども、例えば各字から数名とか。はっきり言って1時間当たりの給与を見てみると、5時以降1,500円というのは民間からすると結構大きいと思うのですが、例えば1,000円だったり、もうちょっと抑えた価格でも十分、各字から募集をすればやりたいという人ももしかしたら出てくるのかと思うのですけれども、そういうのを各字に、こういう事業があるのですけれどもやる人いませんかという形でやっていく方向性というのはいけないものかと思っているのですが、その辺を伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 2番上原議員の質疑について説明いたします。

各字のボランティアを募っての募集についてはどうかということでございますが、今回、特に緊急な、ぎりぎりまで要した事業所との委託できるかどうかの交渉を重ねる中で、職員で対応したほうがスムーズに乗り切れるのではないかという判断で今回提案した次第です。各字のボランティア募集につきましては、各地域でもさまざまな行事がある中でボランティア募集で運営するというのは、非常に指示系統を含めて、1日で終わる行事であればそういった件もやりやすいのですけれども、2週間にわたる行事については、やっぱり事務局の指示とか系統的に難しいものがあるのではないかという判断のもとでやっています。ツール・ド・おきなわとかそういった形であれば1日で終わる、各字に出していただける。マジックアワーについてもそうですけれども、そういった形のものがあります。そういった面がありまして、今回は職員で対応ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時37分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 答弁漏れがあったようですので説明いたします。

字からのボランティアの募集につきましては、予算的には実行委員会の予算で字からのボランティア等につきまして実行委員会のほうで対応すべきものだと考えておりますので、それについては答える立場にありませんということです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 祭り期間、長い期間ありますので、基本土日だと思うのですけれども、これは区長会等含めて、例えばボランティアではなく有料で村のほうでお願いするという形は、区長会を通して可能ではないかと私は思ったので質疑をさせていただいておりますけれども、その辺、見解を伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

祭り自体が実行委員会の運営でございますので、その辺等を含めて、運営に当たって実行委員会の中で検討していただいた上で、事務局としての対応も出るかなと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 大体理解できました。今回、外の警備会社を頼む場合よりも費用も抑えられているということで、これはすばらしいことなんだなと思っております。その中で職員の時間外労働、今までボランティアだったというのは本当に大変だったと思うのですが、今後、祭りも長く続く中で、少しでも村民に逆にお金が落ちるような形も多分考えられると思いますので、ぜひ区長会とも連携をする中で各字からボランティアを募ると、多分今泊の場合は村からではなくて、今までの指定管理者から委託をされてやっている方々を知っていますので、そういう方々はやっぱり喜んでやっている姿を見えていますので、ぜひ今後考える際は、そういう対応もできないのかと考えております。

確認ですけれどもマジックアワーRUNは、副村長の答弁ではこういう特別手当ではなく、ほかの方々がボランティアでやるのであったら、それも職員はボランティアで考えているということ、これは確認です。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

マジックアワー等を含めて、多くの村民参加でボランティアでやっているものにつきましては、職員団体につきましてもボランティア参加の方向で検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第1号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第1号 今帰仁村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第2号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年1月19日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提 案 理 由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正と幼稚園教諭嘱託員・保育士嘱託員の処遇改善のため、この議案を提出します。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）			現行		
別表			別表		
職名	報酬の月額	旅費の額	職名	報酬の月額	旅費の額
特別支援保育運営 委員会 委員長	[略]	[略]	障害児保育運営協 議委員会 長	[略]	[略]
〃 委員	[略]		〃 委員	[略]	

今 帰 仁 村 幼 稚 園 教 諭 ・ 保 育 士 等 嘱 託 員	幼稚園 教諭	月額	〔略〕
		180,000～ 205,000円	
	保育士	月額	
180,000～ 205,000円			
調理員	〔略〕		

今 帰 仁 村 幼 稚 園 教 諭 ・ 保 育 士 等 嘱 託 員	幼稚園 教諭	月額	〔略〕
		165,000～ 185,000円	
	保育士	月額	
165,000～ 185,000円			
調理員	〔略〕		

備考

現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の今帰仁村幼稚園教諭・保育士嘱託員の報酬月額については、平成30年4月1日から施行する。

- 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。
- 6番 吉田清尊 議員 議案第2号の提案理由の説明で、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正と幼稚園教諭嘱託員・保育士嘱託員の処遇改善のため、この議案を提出します。となっています。この法律の内容と、それから上げることにした理由、採用とかが厳しい状況になったのかどうか。そのあたりの説明を求めます。
- 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。
- 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま6番吉田議員の質疑についてご説明いたします。

まず法の改正になりますけれども、説明のありました児童福祉法、子育て支援法につきましては、従来障がい児保育に関しましては、地域間格差もありますけれども、療育手帳や障害手帳が交付されている障がい児が対象とされておりました。この件につきましては、教育現場もしくは保育現場、児童福祉にかかわる方ならよくお耳にするかと思っておりますけれども、昨今気になる児童ということで、そういった手帳を保有していない障がいを抱えている子。いわゆる注意欠陥多動性障害やアスペルガー症候群、学習障害などがありますけれども、そういった手帳を保有していないけれども幼児教育、保育に支援が必要となる対象の方、そういう方を障がい児としてひとくくりにするのではなくて、特別支援が必要なお子さんという形の呼び名・名称が各自自治体によっても変更されております。確固たる法のもとで名称が変わることではないのですけれども、そのようなお子さんへの配慮も含めて変更になっておりますので、本村に関しましても、そのような対応にしていきたいという考えのもとであります。

また、保育士・幼稚園教諭の嘱託員の処遇改善に関しましては、一昨年からはクラス担任を持つ保育士で

はなくて加配、障がい児、気になる子を持つ担当の保育士は募集をしておりまして。ただし、この募集に応じて申し込み者がいないため、やむを得ず保育補助という形の職員を配置して保育を継続しておりました。今後、4月から民間保育所も開園に当たって、現在資格を持っている公立保育所で勤務している嘱託保育士の流出もありまして、次年度必要な保育士の確保のためには、どうしても県内の公立保育所の処遇、または近隣の民間保育所の処遇も比較しながら、処遇改善をしなければ保育士の確保が難しいであろうというところでこのような改善に至っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この保育所、幼稚園の処遇改善に該当する職員の人数です。保育所、幼稚園、それぞれの人数についてお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この条例の改正につきましては4月1日からなので、4月1日の嘱託員の保育士ということになります。現在申し込みをして、必要な保育士の利用調整を行っておりますので、恐らく今現在では10名程度と考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第2号について質疑いたします。

提案理由は児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正ということで、賃金が1万5,000円から2万円等上がっているという形でありますけれども、その増減分で保育士は目的の人数を確保できるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま1番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

現在勤めております公立保育所の嘱託保育士につきましても、継続希望調査ということも踏まえて、ある程度の就職可能な保育士の方の見込みは既にこちらも把握しているところです。それに含めて先ほどお話ししました障がい児、気になる子の加配等を踏まえて、残り1、2名というような職員を確保すれば、保育が可能だろうというところも見込んでおりますので、現在この条例を改正した後、募集を行って、4月開園に向けて体制を整えていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 全国的にも保育士の採用云々で報道されている中で、私はこの仕事内容と勤務時間等、給料、賃金と見合わないの、職員が集まらないということだと思っています。非常勤等含めて、この金額で間に合うのかどうかということで質疑をしましたがけれども、処遇改善のためにということでもありますので、本当に保育士はつらい仕事だと私は思っています。仕事と給料が合わないから人が集まらないのが現状だと思うのです。今質疑をしたのは、この金額、2万円、1万5,000円を上げて、本当に保育士になりたい方が多く集まってくれるのかどうかだと思います。今後もこれについては課題が続くと

思っていますけれども、とりあえずこれでやって、また集まらなければ検討をやるべきだと私は思っていますけれども、今後の件も含めて100%、この金額で集まるのかどうかはまだ未定だと思っていますので、今後の対応も含めながら、やってみて集まらなければもう1回検討するのもありと思っていますので、この辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今回条例の改正を処遇改善という形で上程しておりますけれども、今後この処遇で公募を行うと。動向を見ながら、今おっしゃいました與儀議員の考え方をもっと考慮しながら、今後また状況を見ながら改善についても、また必要であるのかは内部で協議をしていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午前11時03分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。(再開時刻 午前11時18分)

先ほど議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、質疑だけ終わってしまいましたので、討論から始まります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第3号 平成29年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第3号

平成29年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

平成30年1月19日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算

平成29年度今帰仁村一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,684万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,515万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年1月29日
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,246,901	△379	1,246,522
	2 県 補 助 金	996,520	△379	996,141
18 寄 附 金		101,404	51,642	153,046
	1 寄 附 金	101,404	51,642	153,046
19 繰 入 金		341,290	14,705	355,995
	1 繰 入 金	341,290	14,705	355,995
21 諸 収 入		216,165	80	216,245
	5 受 託 事 業 収 入	45,946	80	46,026
22 村 債		326,718	800	327,518
	1 村 債	326,718	800	327,518
歳 入 合 計		6,668,309	66,848	6,735,157

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		71,960	41	72,001
	1 議会費	71,960	41	72,001
2 総務費		1,109,044	59,633	1,168,677
	1 総務管理費	971,444	59,339	1,030,783
	2 徴税費	90,217	268	90,485
	4 選挙費	16,266	26	16,292
3 民生費		2,345,280	4,294	2,349,574
	1 社会福祉費	1,241,923	273	1,242,196
	2 児童福祉費	1,103,357	4,021	1,107,378
4 衛生費		334,789	181	334,970
	1 保健衛生費	139,185	181	139,366
6 農林水産業費		667,957	217	668,174
	1 農業費	541,877	200	542,077
	2 林業費	13,578	7	13,585
	3 水産業費	112,502	10	112,512
7 商工費		266,729	3,806	270,535
	1 商工費	266,729	3,806	270,535
8 土木費		504,314	116	504,430
	2 道路橋梁費	218,756	33	218,789
	4 港湾費	213,711	58	213,769
	5 住宅費	7,156	25	7,181
10 教育費		729,294	△1,440	727,854
	2 小学校費	71,550	1,708	73,258
	3 中学校費	35,695	229	35,924
	4 幼稚園費	44,969	134	45,103
	5 社会教育費	162,968	△3,560	159,408
	6 保健体育費	217,913	49	217,962
歳出合計		6,668,309	66,848	6,735,157

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（東部地区）	千円 8,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 8,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
農村集落基盤再編・整備事業（西事業）	8,900	〃			8,900	〃		
漁村再生交付金事業	13,500	〃			13,500	〃		
村道古宇利線改良事業	9,200	〃			9,200	〃		
村道与那嶺線改良事業	1,100	〃			1,100	〃		
村道呉我山仲山橋改良事業	700	〃			700	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	8,600	〃			8,600	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	1,100	〃			1,100	〃		
今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業	27,300	〃			27,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	63,700	〃			64,500	〃		
幼保連携一体化施設整備事業（東・西地区）	20,200	〃			20,200	〃		
臨時財政対策債	123,518	〃			123,518	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	40,700	〃			40,700	〃		
合 計	326,718			327,518				

詳細は、担当課長より説明いたします。

○ **東恩納寛政 議長** 當山清巳企画財政課長。

○ **當山清巳 企画財政課長** それでは詳細について説明します。

9ページの18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金の補正額が5,164万2,000円。これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金となっています。

それから10ページの19款1項1目繰入金、補正額が1,470万5,000円。その主なものとしましては、財政調整基金の535万5,000円と今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の935万円であります。

続いて、歳出の14ページです。2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、補正額が737万3,000円。その主なものとしましては、職員手当等が183万7,000円です。それから13節委託料、ふるさと納税お礼品取扱業務委託料500万円の補正増です。

続きまして4目財産管理費、補正額が5,164万2,000円、これは25節積立金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の補正増となっています。

続きまして、めくってもらいまして19ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の補正額が402万1,000円。その主な要因は、19節の法人保育園遊具整備補助金400万円の補正増です。

続きまして、めくっていただきまして24ページです。7款商工費、1項商工費、5目景観形成強化事業、補正額が380万円。その主なものとしましては、委託料、工事請負費、いずれも190万円の補正増です。

それから、めくっていただきまして31ページ、10款教育費、5項社会教育費、6目グスク交流センター等費、補正額が380万円の減額補正です。それは委託料の観光地安全強化事業の補正減であります。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** これから質疑を行います。質疑については一般会計歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 9ページ、歳入、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金5,164万2,000円。それから次のページの19款1項1目1節繰入金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、それから14ページ、2款1項1目一般管理費の13節委託料、ふるさと納税お礼品等取扱業務委託、それから4目の25節積立金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、その詳しい説明を求めます。

それから24ページ、7款商工費、1項商工費、5目景観形成強化事業、その中の13節委託料、景観形成強化事業、15節工事請負費、景観形成強化事業、この詳しい説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 當山清巳企画財政課長。

○ **當山清巳 企画財政課長** ただいま6番吉田議員の質疑について説明いたします。

まず初めに9ページ、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金5,164万2,000円についてですが、内容としましては、寄附件数としまして2,250件分の5,164万2,000円の実績を計上しています。

それから10ページ、同じく繰入金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金935万円の内容としましては、そのうちの400万円については児童福祉総務費の法人への遊具の補助金として充当しています。それから残りの535万円に関しましては、500万円が委託料、歳出です。35万円が、役務費なり、それ

それに充当している補正予算となっています。

それから14ページ、先ほどの歳入との絡みがありますけれども、委託料の500万円に関しましては、ふるさと納税お礼品等取扱業務委託料500万円の増となっています。

それから同じく4目の積立金につきましては、応援寄附金の寄附額を積立金として積み立てている予算であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田議員の質疑についてご説明いたします。

24ページ、7款1項5目景観形成強化事業、委託料190万円の増につきましては、ただいま仲宗根地区排水路道路詳細設計を行っておりますが、ボーリング調査の追加で190万円を計上しております。

工事費につきましては、平敷幹線農道張りコンクリート設置工事を今実施しているところで、足場の工事で290万円を追加しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、2,250件でしたか。平成29年4月から12月までの累計はどのようになっているか。それと前年度の累計もしありましたら、それも答弁求めます。

それから景観形成強化事業については今回で終わりなのか、次年度も続くのか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいま6番吉田議員の質疑について説明いたします。

9ページ、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の平成29年度の累計につきましては、この補正予算を計上する時点での累計としましては、全額で1億1,674万円、件数としましては5,633件です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時39分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時39分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 説明漏れがあったと思いますので、去年に対してどうかという話であります。補正を上げる時点というのは12月末までの申し込みに対して、全てまだ集計ができていませんので、要は12月末の額ではないです。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時41分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田議員の質疑についてご説明いたします。

景観形成強化事業が今年度で終わりかという質疑だと思いますが、この事業につきましては一括交付金を活用して平成33年度、最終年度まで継続する事業であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 現在の正式な数字でなくてもいいですので、どれぐらいなのか。相当ふえて

いる気がします。それがどれぐらいの数字なのか、お伺いしたいと思います。今わかる時点で、正確な数字ではなくても、おおよそ1億5,000万円とか、6,000万円とか。

それから、このふるさと納税をする方々の希望は、どういうことに使ってほしいということなのか。子供たちとか教育とか、その目的別のおおよそのパーセンテージがあればお伺いしたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 當山清巳企画財政課長。

○ **當山清巳 企画財政課長** 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

先ほどの1億1,000円というのは、現時点での話です。見込みとしましては、また最終補正で再度計上いたしますので。感触としましては、去年の実績よりは伸びるだろうという感触は持っています。

それから現時点までの寄附者の中の使途別の状況につきましては、件数の割合とか金額の割合から行きますと、1番目の子ども・子育てのほうは34%程度、それから2番目の自然関係、37%です。端数を後で足し算をしたら合わないと思うのですが、3番目の城跡・文化云々、これが8%です。それから健康むらづくり、福祉村づくりの割合が3%です。5番目のその他村長のところが26%という割合となっています。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 歳入から行きます。8ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の6節畜産業費補助金の肉用牛母牛増頭改良推進事業が費目存置で1,000円になっていますけれども、前にも母牛は何頭か入りました。この事業は費目存置になっているけれども、今後はないのか、お伺いします。

それと今現在、子牛が高くて買えなくて、頭数がふやせない状況ということで聞いています。牛が高くなるのはいいけれども、子牛も高くなって買えなくて、繁殖が多くできないということが現状ということで牛農家から聞いていますけれども、今後この子供を産む母牛の頭数を増やすのが課題だと思います。これは費目存置になっているが、事業がなくなったのかどうか。今後また母牛が必要なときは、何頭か今帰仁村でも確保できるのかどうか、答弁を求めます。

先ほどの質疑と似ていますけれども、9ページの一般寄附金の今帰仁うるおいと安らぎのむらづくり応援基金のところで、今現在、今帰仁村は工事、事業をいろいろやっておりますけれども、事業に適用しないところが多々あって、小さい予算でできるところもあります。この生活道路、排水垂れ流しとか、道が狭くて、1軒、2軒あって、事業に適用しないところが多々あって、余り人が通らないところも事業でいっぱい整備されているということも前の議員からもありますけれども、村長が村民のために使っているという予算もこの中にあると思いますので、事業で漏れたところ、生活道路、必要なところを村長、この基金で対応を今後やっていくつもりがあるのかどうか、お伺いします。

それと19ページ、歳出、3款民生費の2項1目児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金、法人保育園遊具補助金の400万円ですけれども、これは均等に2カ所に200万円ずつを分けるのか。それと遊具の種類は、役場が設置をして、同じような処理をやるのか。民間の考え方、民間が設置して民間の思いで遊具が別々、変わる遊具を使うのか、お伺いします。

次、28ページ、歳出、10款教育費、2項小学校費の1目学校管理費、修繕費の中に校舎、施設修繕費。これの中に消防用設備142万6,788円ありますけれども、この消防設備はどういう設備を導入するのか、お

伺います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時49分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時49分)

我那覇隆文経済課長。

○我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

歳入、16款2項4目農林水産業費県補助金の肉用牛母牛増頭改良推進事業につきましてですが、これにつきましては9月の議会のときに養牛カメラ、監視カメラを入れるということで、その導入に向けた補正を組ませていただいたところであります。これは今1,000円増になっているのは、その当時農家が見積書を取った段階で、税抜きの価格の2分の1を補助しますという県単事業のトンネル補助だったわけですが、そのときに見積書を徴した内容が、設置費用、工賃が含まれていない状況での額でありまして、見積りを取り直したときに工賃を含めて入れて、税抜きの2分の1にしたときに1,000円アップしているということで、今回歳入と歳出を1,000円増させていただいている状況であります。

事業継続については、今申し上げましたとおり、県単事業でございますので、今後またこのような事業が継続されるかどうかについては、県のほうにも確認をさせていただきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時51分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時52分)

宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま1番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

19ページの法人保育園遊具整備補助金についてですが、この補助金につきましては、保育の事業の運営に欠かせないもの、また、子供の育ちに欠かせない屋外用固定遊具への設置に対する補助金であります。遊具の種類は屋外用固定遊具ということで、設置費用の2分の1の額を補助金として交付し、上限については200万円としております。あらかじめ事業所のほうから、その事業計画書、収支予算書等必要な書類を出していただいて、この審査で目的に合致するものに有効であるということを確認した場合には、この補助をします。補助につきましては、設置後、検査等を行った後にその対象費となる費用について、上限200万円ということでお支払いをするということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時53分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時53分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 1番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

9ページの今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、活用の方法、用途は、その他村長が認めるものという質疑だったと思っておりますけれども、現在、いろんな補助事業を村としては導入をしてやっていくというのが基本ではありますが、各字から、いろんな事業の中でどうしてもできないものが出てきているという話もありまして、現在、建設課、経済課、担当課を含めたワーキングチームですか。そういう中でも何度か議論をしながら、副村長を中心に議論をしている中でありますが、いつまでも検討しますではいけないだろうという話を副村長からも伺っています。そういう中で今後優先順位を決めて、特にこの

使途の中で該当可能なものは、一気ににはできないにしても、幾らかはやっていかなくてはいけないのではないかという話が私のほうの耳にも届いています。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

28ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の中の需用費の修繕費の消防用設備についてでございますが、3小学校、中学校の部分もございましたが、消防設備点検を受けまして、指摘のあったところで3小学校とも該当がありまして、その事業の中身としては、消火器の充填や消火栓のホースの取りかえ、それから自動火災報知機設備の内部の入れかえ、誘導灯など電気の入れかえが3小学校ともにありまして、予算を計上させていただいております。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 課長の答弁で大体理解できましたが、再度、先ほどの9ページ、もう何十年も事業に適用しなくて、整備できない生活道路がいっぱいございます。先ほどの課長の答弁では、区長等とも相談をしながら優先順位をつけて整備していきたいということでもありますので、ぜひこれはやってもらいたいと思っております。そうでなければ、いつまでもできない。人が歩かない農道は立派に整備されているけれども、毎日使う生活道路、子供が使う道路が整備されていないのが状況であります。余り金をかけなくてもできる場所がいっぱいございますので、ぜひそういうのを村民のために使ってもらいたい。2億円近くありますので、一気ににはできないところもあります。ただ予算内で集落用道路、1軒、2軒あって、絶対にこちらは事業適用外で。何十年もほったらかしている状況が多々ありますので、ぜひ建設課、経済課が窓口だと思いますので、相談しながら整備してもらいたいと思っております。再度答弁を求めていきます。

次、学校管理費、消防用設備について、消火栓等が整備されるということですので、できたらぜひ消防にもお願いして、防火訓練もやってもらいたい。別の地域はやっていますので、消防と学校と連携をして。設備が整った後、ぜひ各小学校で防災訓練をやるべきだと思いますけれども、この件について再度答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

先ほど企画財政課長のほうからありました、新年度に向けてワーキングチームをもとに財政と、予算範囲以内で優先順位をつけてやっていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいま1番與儀常次議員の防災訓練等のご質疑についてお答えします。

学校におきましては、毎年防災訓練を計画しておりまして、消防職員をお呼びしまして、防火避難訓練でありますとか、地震津波避難訓練でありますとか、計画にのっとってやって、その実施状況について指導助言をいただいて、毎年改善を図っております。以上でございます。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありますか。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後0時00分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時30分)

午前に引き続き、質疑を行います。ほかに質疑ありませんか。3 番與那嶺 透議員。

○ 3 番 與那嶺 透 議員 確認がてら質疑いたします。歳入、8 ページ、1 目総務費県補助金について。沖縄振興特別推進交付金38万円の減となっておりますが、減の理由の説明を求めます。

それと12ページの村債、総務債は、沖縄振興特別推進交付金事業80万円となっております。これの説明も求めます。

続きまして、歳出、これは13ページですけれども、各課にまたがってあるのですが、職員勤勉手当、各課でばらつきがあります。これの説明です。恐らく中身は一緒なのかなと思っているのですが、これの説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの3 番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

まず8 ページの16款 2 項 1 目 2 節沖縄振興特別推進事業の交付金380万円の減の要因としましては、グスク交流センター等費で、観光地安全強化事業の減に伴うものであります。

続きまして、もう1 点の村債です。わかりやすい言葉で言ったら、委託業務のガードマンです。委託業務の減に伴う、一括交付金で実施しているものですから、その減に伴うものです。

もう1 点の村債の沖縄振興特別推進交付金の増は、それに関しましては、同じ一括交付金でやっています景観形成強化事業、要は歳出の380万円の起債対応可能な事業増に伴う、村債の増です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 3 番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

職員勤勉手当に関する質疑の内容で、各課ごとにばらつきがあるのですかということですが、その件につきましては、先ほど今帰仁村職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてでも少し触れたのですが、勤勉手当について、現行4.3月から4.4月に引き上げたことによって、これとあわせてボーナスの支給が4.3月から4.4月に変わる関係で、4 月遡及になりますので、それも現有予算に応じて補正をしたところです。総額の前資としましては、勤勉手当で378万8,112円が原資となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時34分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時35分)

3 番與那嶺 透議員。

○ 3 番 與那嶺 透 議員 課長の説明で大体理解いたしました。職員勤勉手当というのは、先ほどの条例の改正の中で、これは今年度のボーナスの足りなかった分を補うという形での理解ですか。それとも次年度の勤勉手当に付すものなのでしょうか。伺います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 今回の補正につきましては、平成29年度の給与に関する補正であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第3号 平成29年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第3号 平成29年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第3号補正予算について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長

議案第4号

平成29年度今帰仁村水道事業会計第3号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年1月29日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

詳細については、担当課長から説明します。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 では、詳細について説明いたします。

平成29年度今帰仁村水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費	419,512千円	△1,050千円	418,462千円
第1項 営業費用	378,537千円	△1,050千円	377,487千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額65,391千円は過年度分損益勘定留保資金57,207千円と当年度分損益勘定留保資金8,184千円で補てんするものとする)。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	296,766千円	1,050千円	297,816千円
第1項 建設改良費	53,255千円	1,050千円	54,305千円

平成30年1月29日
 今帰仁村水道事業管理者
 今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成29年度 今帰仁村水道事業会計補正予算(第3号) 実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 事業費			419,512	△1,050	418,462
	1 事業費用		378,537	△1,050	377,487
		5 総係費	31,940	△1,050	30,890

資本的収入及び支出
支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			296,766	1,050	297,816
	1 建設改良費		53,255	1,050	54,305
		1 建設改良費	53,255	1,050	54,305

○ 東恩納寛政 議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第4号について質疑いたします。

収益的収支マイナス105万円、資本的収支プラス105万円について、もう少し詳細な内容について説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 5番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

詳細につきましては、今回、給与改定に伴う資本的収入及び支出に、収益的収入及び支出から組み替えという形で、給料の分で補正を出しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第3号補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第4号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第3号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回今帰仁村議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午後1時45分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與 那 勝 治

署名議員 吉 田 清 尊